行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成27年12月22日  
規則第116号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 平成29年３月31日規則第25号 | 平成29年５月26日規則第69号 |
|  | 平成30年３月27日規則第11号 | 平成30年12月28日規則第79号 |
|  | 令和４年３月22日規則第23号 |  |

〔編注〕令和４年３月22日規則第23号による改正中、同４年６月１日から施行の部分は、改正文を点線で区分した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例施行規則をここに公布する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

*題名改正〔平成29年規則25号〕*

（条例別表第１の規則で定める事務）

**第１条**　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年神奈川県条例第71号。以下「条例」という。）別表第１の規則で定める事務は、[別表第１](https://en3-jg.d1-law.com/kanagawa-ken/HTML_TMP/svhtml1359763641.0.Mokuji.24.0.DATA.html#JUMP_SEQ_49)の左欄に掲げる事務ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

*一部改正〔平成29年規則25号〕*

（条例別表第２の規則で定める情報）

**第２条**　条例別表第２の１の項から14の項まで、17の項及び18の項に規定する規則で定める情報は、[別表第２](https://en3-jg.d1-law.com/kanagawa-ken/HTML_TMP/svhtml1359763641.0.Mokuji.24.0.DATA.html#JUMP_SEQ_56)の左欄に掲げる情報ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

*一部改正〔平成29年規則25号・30年79号〕*

（条例別表第２の規則で定める事務及び情報）

**第３条**　条例別表第２の15の項、16の項、19の項及び20の項事務の欄に規定する規則で定める事務は[別表第３](https://en3-jg.d1-law.com/kanagawa-ken/HTML_TMP/svhtml1359763641.0.Mokuji.24.0.DATA.html#JUMP_SEQ_65)の事務の欄に掲げる事務とし、条例別表第２の15の項、16の項、19の項及び20の項特定個人情報の欄に規定する規則で定める情報は[別表第３](https://en3-jg.d1-law.com/kanagawa-ken/HTML_TMP/svhtml1359763641.0.Mokuji.24.0.DATA.html#JUMP_SEQ_65)の情報の欄に掲げる情報ごとにそれぞれ同表の特定個人情報の欄に掲げるとおりとする。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

注　令和４年３月22日規則第23号により、令和４年６月１日から施行

第３条中「、16の項」を「から16の２の項まで」に改める。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

*一部改正〔平成30年規則79号〕*

（条例別表第３の規則で定める情報）

**第４条**　条例別表第３の１の項から４の項までに規定する規則で定める情報は、[別表第４](https://en3-jg.d1-law.com/kanagawa-ken/HTML_TMP/svhtml1359763641.0.Mokuji.24.0.DATA.html#JUMP_SEQ_89)の左欄に掲げる情報ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

注　令和４年３月22日規則第23号により、令和４年６月１日から施行

第４条中「４の項まで」を「５の項まで」に改める。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

*追加〔平成29年規則25号〕、一部改正〔平成30年規則11号〕*

（条例別表第３の規則で定める事務及び情報）

**第５条**　条例別表第３の５の項事務の欄に規定する規則で定める事務は[別表第５](https://en3-jg.d1-law.com/kanagawa-ken/HTML_TMP/svhtml1359763641.0.Mokuji.24.0.DATA.html#JUMP_SEQ_98)の左欄に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄に規定する規則で定める情報は同表の中欄に掲げる情報ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

注　令和４年３月22日規則第23号により、令和４年６月１日から施行

第５条中「[別表第３](https://en3-jg.d1-law.com/kanagawa-ken/HTML_TMP/svhtml1359763641.0.Mokuji.24.0.DATA.html#JUMP_SEQ_65)の５の項事務の欄」を「[別表第３](https://en3-jg.d1-law.com/kanagawa-ken/HTML_TMP/svhtml1359763641.0.Mokuji.24.0.DATA.html#JUMP_SEQ_65)の６の項から９の項までの事務の欄」に改める。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

*追加〔平成30年規則11号〕*

附　則

この規則は、平成28年１月１日から施行する。

附　則（平成29年３月31日規則第25号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成29年５月26日規則第69号）

この規則は、平成29年５月30日から施行する。

附　則（平成30年３月27日規則第11号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年12月28日規則第79号）

この規則は、平成31年１月１日から施行する。

附　則（令和４年３月22日規則第23号）

この規則は、令和４年６月１日から施行する。ただし、別表第１の３の項の改正規定、別表第２の１の項の改正規定及び同表17の項中９を10とし、８を９とし、７の次に次のように加える改正規定は、同年４月１日から施行する。

別表第１（第１条関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| １　条例別表第１の１の項に掲げる事務 | 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第９号）第５条第１項に規定する神奈川県在宅重度障害者等手当の認定の申請若しくは同条例第12条第１項に規定する現況の届出の受理、その申請若しくは現況の届出に係る受給資格の有無についての審査又はその申請若しくは現況の届出に対する応答に関する事務 |
| ２　条例別表第１の２の項に掲げる事務 | 神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例（平成22年神奈川県条例第56号）による廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例（昭和45年神奈川県条例第30号。以下「旧神奈川県特別母子福祉資金貸付条例」という。）第４条第２項に規定する貸付金の償還、旧神奈川県特別母子福祉資金貸付条例第７条に規定する償還の免除又は旧神奈川県特別母子福祉資金貸付条例第８条第１項に規定する償還の猶予に関する事務 |
| ３　条例別表第１の３の項に掲げる事務 | １　生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務 |
|  | ２　生活保護法第24条第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第９項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 |
|  | ３　生活保護法第25条第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始又は同条第２項の規定に準じて行う保護の変更に関する事務 |
|  | ４　生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務 |
|  | ５　生活保護法第29条第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に関する資料の提供等の求めに関する事務 |
|  | ６　生活保護法第55条の４第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 |
|  | ７　生活保護法第55条の５第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者等であって教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 |
|  | ８　生活保護法第55条の８第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 |
|  | ９　生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に係る保護に要する費用の返還に関する事務 |
|  | 10  生活保護法第77条第１項又は第78条第１項から第３項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の２第１項又は第２項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。以下同じ。）に関する事務 |
| ４　条例別表第１の４の項に掲げる事務 | 私立の高等学校等の設置者に対する入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 |
| ５　条例別表第１の５の項に掲げる事務 | 私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務 |
| ６　条例別表第１の６の項に掲げる事務 | １　県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和33年神奈川県教育委員会規則第７号）第10条に規定する授業料又は受講料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 |
|  | ２　県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則第11条第１項に規定する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 |
| ７　条例別表第１の７の項に掲げる事務 | 特別支援学校等への就学のため支弁すべき経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務 |
| ８　条例別表第１の８の項に掲げる事務 | １　高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）による高等学校等就学支援金の額に相当する額の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務 |
|  | ２　高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金法による高等学校等就学支援金の額に相当する額の支給の停止若しくは再開の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 |
|  | ３　高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金法による高等学校等就学支援金の額に相当する額の支給を受けている者の保護者等の収入の状況の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 |
| ９　条例別表第１の９の項に掲げる事務 | 国公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務 |

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

注　令和４年３月22日規則第23号により、令和４年６月１日から施行

別表第１の８の項１中「による高等学校等就学支援金」の次に「（以下「就学支援金」という。）」を加え、同項２及び３中「就学支援金法による高等学校等就学支援金」を「就学支援金」に改める。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

*一部改正〔平成29年規則25号・30年11号・79号・令和４年23号〕*

別表第２（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| １　条例別表第２の１の項に掲げる情報 | １　生活保護法第19条第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報 |
| ２　生活保護法第24条第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第９項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する情報 |
|  | ３　生活保護法第25条第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始又は同条第２項の規定に準じて行う保護の変更に関する情報 |
|  | ４　生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する情報 |
|  | ５　生活保護法第29条第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に関する資料の提供等の求めに関する情報 |
|  | ６　生活保護法第55条の４第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する情報 |
|  | ７　生活保護法第55条の５第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者等であって教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する情報 |
|  | ８　生活保護法第55条の８第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する情報 |
|  | ９　生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に係る保護に要する費用の返還に関する情報 |
|  | 10  生活保護法第77条第１項又は第78条第１項から第３項までの規定に準じて行う徴収金の徴収に関する情報 |
| ２　条例別表第２の２の項に掲げる情報 | 旧神奈川県特別母子福祉資金貸付条例第４条第２項に規定する貸付金の償還、旧神奈川県特別母子福祉資金貸付条例第７条に規定する償還の免除又は旧神奈川県特別母子福祉資金貸付条例第８条第１項に規定する償還の猶予に関する情報 |
| ３　条例別表第２の３の項に掲げる情報 | １　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の３第３項の医療費支給認定の申請に係る小児慢性特定疾病児童等（同法第６条の２第２項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第22条第１項第２号イに規定する医療費支給認定基準世帯員をいう。以下同じ。）に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第１項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第９項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第２項の規定に準じて行う保護の変更、同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止、同法第55条の４第１項の規定に準じて行う安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金の支給又は同法第55条の５第１項の規定に準じて行う18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者等であって教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給に関する情報（以下「生活困窮外国人の保護実施関係情報」という。） |
|  | ２　児童福祉法第19条の５第２項の医療費支給認定の変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 |
| ４　条例別表第２の４の項に掲げる情報 | 児童福祉法第24条の２第１項の障害児入所給付費、同法第24条の６第１項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の７第１項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 |
| ５　条例別表第２の５の項に掲げる情報 | １　児童福祉法第56条第１項の負担能力の認定に関する同法第27条第１項第３号の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 |
|  | ２　児童福祉法第56条第２項の費用の徴収（同法第50条第５号に係る部分に限る。）に関する同法第20条第１項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 |
|  | ３　児童福祉法第56条第２項の費用の徴収（同法第50条第６号及び第６号の２に係る部分に限る。）に関する同法第22条第１項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦若しくは当該妊産婦の扶養義務者又は同法第23条第１項の母子生活支援施設における保護を受ける児童若しくは当該児童の扶養義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 |
|  | ４　児童福祉法第56条第２項の費用の徴収（同法第50条第７号及び第７号の２に係る部分に限る。）に関する同法第27条第１項第３号の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 |
|  | ５　児童福祉法第56条第２項の費用の徴収に関する同法第24条第５項若しくは第６項の措置に係る児童又は当該児童の扶養義務者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 |
| ６　条例別表第２の６の項に掲げる情報 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第１項若しくは第29条の２第１項の規定により入院させた精神障害者、当該精神障害者の扶養義務者又は当該精神障害者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 |
| ７　条例別表第２の７の項特定個人情報の欄１に掲げる情報 | １　神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第３条第１項に規定する手当の支給に関する情報 |
| ２　神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第14条に規定する受給額に相当する金額の返還に関する情報 |
| ８　条例別表第２の７の項特定個人情報の欄２に掲げる情報 | 旧神奈川県特別母子福祉資金貸付条例第４条第２項に規定する貸付金の償還に関する情報 |
| ９　条例別表第２の８の項に掲げる情報 | 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第２条第２号の公営住宅の入居者若しくは同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は同法第27条第５項の規定により入居者が同居させようとする者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 |
| 10  条例別表第２の９の項に掲げる情報 | 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第２条第６項の改良住宅の入居者若しくは同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 |
| 11  条例別表第２の10の項に掲げる情報 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条第１項、第31条の７第１項又は第33条第１項の便宜の供与の申請を行う者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 |
| 12  条例別表第２の11の項特定個人情報の欄１に掲げる情報 | １　神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第３条第１項に規定する手当の支給に関する情報 |
| ２　神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第14条に規定する受給額に相当する金額の返還に関する情報 |
| 13  条例別表第２の11の項特定個人情報の欄２に掲げる情報 | 旧神奈川県特別母子福祉資金貸付条例第４条第２項に規定する貸付金の償還に関する情報 |
| 14  条例別表第２の11の２の項に掲げる情報 | １　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第６条第１項の支給認定の申請に係る指定難病（同法第５条第１項の指定難病をいう。以下同じ。）の患者又は支給認定基準世帯員（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号）第１条第１項第２号イの支給認定基準世帯員をいう。以下同じ。）に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 |
|  | ２　難病の患者に対する医療等に関する法律第10条第２項の支給認定の変更の認定に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 |
| 15  条例別表第２の12の項に掲げる情報 | １　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第19条（同法第26条の５において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する情報 |
|  | ２　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する情報（障害児福祉手当又は特別障害者手当に係るものに限る。） |
|  | ３　１及び２に掲げるもののほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当又は同法第26条の２の特別障害者手当の支給に関する情報 |
| 16  条例別表第２の13の項に掲げる情報 | １　母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第１項、第31条の６第１項若しくは第32条第１項若しくは附則第３条若しくは第６条の資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する情報 |
|  | ２　母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条第２項（同法第31条の６第５項において準用する場合を含む。）の償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する情報 |
| 17  条例別表第２の14の項に掲げる情報 | １　生活保護法第19条第１項の保護の実施に関する情報 |
| ２　生活保護法第24条第１項の保護の開始若しくは同条第９項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する情報 |
|  | ３　生活保護法第25条第１項の職権による保護の開始又は同条第２項の職権による保護の変更に関する情報 |
|  | ４　生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する情報 |
|  | ５　生活保護法第29条第１項の資料の提供等の求めに関する情報 |
|  | ６　生活保護法第55条の４第１項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する情報 |
|  | ７　生活保護法第55条の５第１項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する情報 |
|  | ８　生活保護法第55条の８第１項の被保護者健康管理支援事業の実施に関する情報 |
|  | ９　生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する情報 |
|  | 10  生活保護法第77条第１項又は第78条第１項から第３項までの徴収金の徴収（同法第78条の２第１項又は第２項の徴収金の徴収を含む。）に関する情報 |
| 18  条例別表第２の17の項に掲げる情報 | 特別支援学校等への就学のため支弁すべき経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する情報 |
| 19  条例別表第２の18の項に掲げる情報 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第５条の経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する情報 |

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

注　令和４年３月22日規則第23号により、令和４年６月１日から施行

別表第２中19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、同表14の項中「別表第２の11の２の項」を「別表第２の11の３の項」に改め、同項を同表15の項とし、同表13の項の次に次のように加える。

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 14  条例別表第２の11の２の項に掲げる情報 | １　就学支援金法第４条の就学支援金の受給資格の認定の申請を行う者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第１条第２項の保護者等をいう。以下この項及び別表第４の６の項において同じ。）に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 |
|  | ２　就学支援金法第17条の収入の状況の届出を行う者の保護者等に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 |

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

*一部改正〔平成29年規則25号・69号・30年11号・79号・令和４年23号〕*

別表第３（第３条関係）

１　条例別表第２の15の項関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 事務 | 情報 | 特定個人情報 |
| 生活に困窮する外国人に係る生活保護法第19条第１項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第９項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査、同法第25条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第２項の規定に準じて行う保護の変更、同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止、同法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還又は同法第77条第１項若しくは第78条第１項から第３項までの規定に準じて行う徴収金の徴収に関する事務 | 条例別表第２の15の項特定個人情報の欄２に掲げる情報 | 生活保護法第６条第２項の規定に準ずる生活に困窮する外国人の要保護者若しくは同条第１項の規定に準ずる生活に困窮する外国人の被保護者であった者（以下「外国人要保護者等」という。）に係る児童福祉法第19条の２第１項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第１項の療育の給付の支給又は同法第24条の２第１項の障害児入所給付費の支給に関する情報 |
| 条例別表第２の15の項特定個人情報の欄３に掲げる情報 | 外国人要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第４条第１項の児童扶養手当の支給に関する情報 |
| 条例別表第２の15の項特定個人情報の欄４に掲げる情報 | １　外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第１項、第31条の６第１項若しくは第32条第１項又は附則第３条若しくは第６条の資金の貸付けに関する情報 |
|  |  | ２　外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報 |
|  | 条例別表第２の15の項特定個人情報の欄５に掲げる情報 | 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第３条第１項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当又は同法第26条の２の特別障害者手当の支給に関する情報 |
|  | 条例別表第２の15の項特定個人情報の欄６に掲げる情報 | 外国人要保護者等に係る国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第１項の福祉手当の支給に関する情報 |
|  | 条例別表第２の15の項特定個人情報の欄７に掲げる情報 | 外国人要保護者等に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第７号）第８条第１号ロに規定する中国残留邦人等支援給付実施関係情報 |
|  | 条例別表第２の15の項特定個人情報の欄８に掲げる情報 | 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第６条の自立支援給付の支給に関する情報 |
|  | 条例別表第２の15の項特定個人情報の欄９に掲げる情報 | 外国人要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第５条第１項の特定医療費の支給に関する情報 |
|  | 条例別表第２の15の項特定個人情報の欄10に掲げる情報 | １　外国人要保護者等に係る神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第３条第１項に規定する手当の支給に関する情報 |
|  |  | ２　外国人要保護者等に係る神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第14条に規定する受給額に相当する金額の返還に関する情報 |
|  | 条例別表第２の15の項特定個人情報の欄11に掲げる情報 | 外国人要保護者等に係る旧神奈川県特別母子福祉資金貸付条例第４条第２項に規定する貸付金の償還に関する情報 |

２　条例別表第２の16の項関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 事務 | 情報 | 特定個人情報 |
| 私立の高等学校等の設置者に対する入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 条例別表第２の16の項特定個人情報の欄に掲げる情報 | 生徒又は学生に係る就学支援金法第３条第１項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報 |

３　条例別表第２の19の項関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 事務 | 情報 | 特定個人情報 |
| 県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則第10条に規定する授業料又は受講料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 条例別表第２の19の項特定個人情報の欄に掲げる情報 | 生徒又は学生に係る就学支援金法第３条第１項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報 |

４　条例別表第２の20の項関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 事務 | 情報 | 特定個人情報 |
| 高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金法による高等学校等就学支援金の額に相当する額の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務 | 条例別表第２の20の項特定個人情報の欄に掲げる情報 | 生徒又は学生に係る就学支援金法第３条第１項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報 |

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

注　令和４年３月22日規則第23号により、令和４年６月１日から施行

別表第３の１　条例別表第２の15の項関係の表中

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
| 「 | 条例別表第２の15の項特定個人情報の欄６に掲げる情報 | 外国人要保護者等に係る国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第１項の福祉手当の支給に関する情報 | 」 |

を

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
| 「 | 条例別表第２の15の項特定個人情報の欄６に掲げる情報 | 外国人要保護者等に係る労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第18条第２号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県が行うものに限る。）に関する情報 |  |
|  | 条例別表第２の15の項特定個人情報の欄７に掲げる情報 | 外国人要保護者等に係る国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第１項の福祉手当の支給に関する情報 | 」 |

に、「別表第２の15の項特定個人情報の欄７」を「別表第２の15の項特定個人情報の欄８」に、「別表第２の15の項特定個人情報の欄８」を「別表第２の15の項特定個人情報の欄９」に、「別表第２の15の項特定個人情報の欄９」を「別表第２の15の項特定個人情報の欄10」に、「別表第２の15の項特定個人情報の欄10」を「別表第２の15の項特定個人情報の欄11」に、「別表第２の15の項特定個人情報の欄11」を「別表第２の15の項特定個人情報の欄12」に改め、別表第３の２　条例別表第２の16の項関係の表を次のように改める。

２　条例別表第２の16の項関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 事務 | 情報 | 特定個人情報 |
| 私立の高等学校等の設置者に対する入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 条例別表第２の16の項特定個人情報の欄１に掲げる情報 | 生徒又は学生の保護者等に係る生活保護法第19条第１項の保護の実施、同法第24条第１項の保護の開始若しくは同条第９項の保護の変更、同法第25条第１項の職権による保護の開始若しくは同条第２項の職権による保護の変更、同法第26条の保護の停止若しくは廃止、同法第55条の４第１項の就労自立給付金の支給又は同法第55条の５第１項の進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護法による保護実施関係情報」という。） |
|  | 条例別表第２の16の項特定個人情報の欄２に掲げる情報 | 生徒又は学生に係る就学支援金の支給に関する情報 |
|  | 条例別表第２の16の項特定個人情報の欄３に掲げる情報 | 生徒又は学生の保護者等に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 |

別表第３の４　条例別表第２の20の項関係の表中「就学支援金法による高等学校等就学支援金」を「就学支援金」に、「就学支援金法第３条第１項の高等学校等就学支援金」を「就学支援金」に改め、同表を別表第３の５　条例別表第２の20の項関係の表とし、別表第３の３　条例別表第２の19の項関係の表中「就学支援金法第３条第１項の高等学校等就学支援金」を「就学支援金」に改め、同表を別表第３の４　条例別表第２の19の項関係の表とし、別表第３の２　条例別表第２の16の項関係の表の次に次の１表を加える。

３　条例別表第２の16の２の項関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 事務 | 情報 | 特定個人情報 |
| 私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務 | 条例別表第２の16の２の項特定個人情報の欄１に掲げる情報 | 生徒又は学生の保護者等に係る生活保護法による保護実施関係情報 |
| 条例別表第２の16の２の項特定個人情報の欄２に掲げる情報 | 生徒又は学生の保護者等に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報 |

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

*全部改正〔平成30年規則79号〕*

別表第４（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| １　条例別表第３の１の項に掲げる情報 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律第２条第１項の規定に準じて行う経費の支弁に関する情報 |
| ２　条例別表第３の２の項に掲げる情報 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律第２条第１項の規定に準じて行う経費の支弁に関する情報 |
| ３　条例別表第３の３の項特定個人情報の欄１に掲げる情報 | 外国人要保護者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第２条第１項の経費の支弁に関する情報 |
| ４　条例別表第３の３の項特定個人情報の欄２に掲げる情報 | 外国人要保護者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第２条第１項の規定に準じて行う経費の支弁に関する情報 |
| ５　条例別表第３の４の項に掲げる情報 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律第２条第１項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第１項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第９項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第２項の規定に準じて行う保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報 |

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

注　令和４年３月22日規則第23号により、令和４年６月１日から施行

別表第４に次のように加える。

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| ６　条例別表第３の５の項に掲げる情報 | １　就学支援金法第４条の就学支援金の受給資格の認定の申請を行う者の保護者等に係る生活保護法第19条第１項の保護の実施、同法第24条第１項の保護の開始若しくは同条第９項の保護の変更、同法第25条第１項の職権による保護の開始若しくは同条第２項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報 |
|  | ２　就学支援金法第４条の就学支援金の受給資格の認定の申請を行う者の保護者等に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第１項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第９項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第２項の規定に準じて行う保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報 |
|  | ３　就学支援金法第17条の収入の状況の届出を行う者の保護者等に係る生活保護法第19条第１項の保護の実施、同法第24条第１項の保護の開始若しくは同条第９項の保護の変更、同法第25条第１項の職権による保護の開始若しくは同条第２項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報 |
|  | ４　就学支援金法第17条の収入の状況の届出を行う者の保護者等に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第１項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第９項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第２項の規定に準じて行う保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報 |

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

*追加〔平成29年規則25号〕、一部改正〔平成30年規則11号・79号〕*

別表第５（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 特別支援学校等への就学のため支弁すべき経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務 | 条例別表第３の５の項特定個人情報の欄１に掲げる情報 | 特別支援学校等への幼児、児童又は生徒の就学による保護者等（子に対して親権を行う者、未成年後見人又は成年に達した生徒の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る生活保護法第19条第１項の保護の実施、同法第24条第１項の保護の開始若しくは同条第９項の保護の変更、同法第25条第１項の職権による保護の開始若しくは同条第２項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報 |
|  | 条例別表第３の５の項特定個人情報の欄２に掲げる情報 | 特別支援学校等への幼児、児童又は生徒の就学による保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第１項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第９項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第２項の規定に準じて行う保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報 |

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

注　令和４年３月22日規則第23号により、令和４年６月１日から施行

別表第５を次のように改める。

別表第５（第５条関係）

１　条例別表第３の６の項関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 事務 | 情報 | 特定個人情報 |
| １　県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則第10条に規定する授業料若しくは受講料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 | 条例別表第３の６の項特定個人情報の欄１に掲げる情報 | 生徒又は学生の保護者等に係る生活保護法第19条第１項の保護の実施、同法第24条第１項の保護の開始若しくは同条第９項の保護の変更、同法第25条第１項の職権による保護の開始若しくは同条第２項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報 |
| 条例別表第３の６の項特定個人情報の欄２に掲げる情報 | 生徒又は学生の保護者等に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第１項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第９項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第２項の規定に準じて行う保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報 |
| ２　県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則第11条第１項に規定する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 | 条例別表第３の６の項特定個人情報の欄１に掲げる情報 | 生徒又は学生の保護者等に係る生活保護法第19条第１項の保護の実施、同法第24条第１項の保護の開始若しくは同条第９項の保護の変更、同法第25条第１項の職権による保護の開始若しくは同条第２項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報 |
|  | 条例別表第３の６の項特定個人情報の欄２に掲げる情報 | 生徒又は学生の保護者等に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第１項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第９項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第２項の規定に準じて行う保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報 |

２　条例別表第３の７の項関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 事務 | 情報 | 特定個人情報 |
| 特別支援学校等への就学のため支弁すべき経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務 | 条例別表第３の７の項特定個人情報の欄１に掲げる情報 | 特別支援学校等への幼児、児童又は生徒の就学により経済的負担の生ずる保護者等（子に対して親権を行う者、未成年後見人又は成年に達した生徒の就学に要する経費を負担する者をいう。）（以下「特別支援学校保護者等」という。）又はこれと同一の世帯に属する者に係る生活保護法第19条第１項の保護の実施、同法第24条第１項の保護の開始若しくは同条第９項の保護の変更、同法第25条第１項の職権による保護の開始若しくは同条第２項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報 |
|  | 条例別表第３の７の項特定個人情報の欄２に掲げる情報 | 特別支援学校保護者等又はこれと同一の世帯に属する者に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第１項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第９項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第２項の規定に準じて行う保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報 |

３　条例別表第３の８の項関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 事務 | 情報 | 特定個人情報 |
| １　高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金の額に相当する額の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務 | 条例別表第３の８の項特定個人情報の欄１に掲げる情報 | 生徒又は学生の保護者等に係る生活保護法第19条第１項の保護の実施、同法第24条第１項の保護の開始若しくは同条第９項の保護の変更、同法第25条第１項の職権による保護の開始若しくは同条第２項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報 |
| 条例別表第３の８の項特定個人情報の欄２に掲げる情報 | 生徒又は学生の保護者等に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第１項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第９項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第２項の規定に準じて行う保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報 |
| ２　高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金の額に相当する額の支給の停止若しくは再開の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 | 条例別表第３の８の項特定個人情報の欄１に掲げる情報 | 生徒又は学生の保護者等に係る生活保護法第19条第１項の保護の実施、同法第24条第１項の保護の開始若しくは同条第９項の保護の変更、同法第25条第１項の職権による保護の開始若しくは同条第２項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報 |
| 条例別表第３の８の項特定個人情報の欄２に掲げる情報 | 生徒又は学生の保護者等に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第１項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第９項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第２項の規定に準じて行う保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報 |
| ３　高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金の額に相当する額の支給を受けている者の保護者等の収入の状況の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 | 条例別表第３の８の項特定個人情報の欄１に掲げる情報 | 生徒又は学生の保護者等に係る生活保護法第19条第１項の保護の実施、同法第24条第１項の保護の開始若しくは同条第９項の保護の変更、同法第25条第１項の職権による保護の開始若しくは同条第２項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報 |
| 条例別表第３の８の項特定個人情報の欄２に掲げる情報 | 生徒又は学生の保護者等に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第１項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第９項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第２項の規定に準じて行う保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報 |

４　条例別表第３の９の項関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 事務 | 情報 | 特定個人情報 |
| 国公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務 | 条例別表第３の９の項特定個人情報の欄１に掲げる情報 | 生徒又は学生の保護者等に係る生活保護法第19条第１項の保護の実施、同法第24条第１項の保護の開始若しくは同条第９項の保護の変更、同法第25条第１項の職権による保護の開始若しくは同条第２項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報 |
| 条例別表第３の９の項特定個人情報の欄２に掲げる情報 | 生徒又は学生の保護者等に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第１項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第９項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第１項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第２項の規定に準じて行う保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報 |

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

*追加〔平成30年規則11号〕、一部改正〔平成30年規則79号〕*